

## <特集 NPO (Non Profit Organization) の可能性と課題>

### はじめに 本特集のテーマと今後の課題

井 上 匡 子

(第三プロジェクト研究会世話人)

本特集はコミュニティ政策研究所第三プロジェクト研究会「現代市民社会論とコミュニティ--NPO 法をめぐる諸問題」における三年間の共同研究の成果の一部である。

本プロジェクトは、現代社会におけるコミュニティのあり方を様々な方法で検討することを目標に、具体的には 1998 年 3 月 19 日に成立し、12 月 1 日の施行された「特定非営利活動促進法（以下 NPO 法と略称）」をめぐる諸問題を、法学的方法ならびに社会学方法を組み合わせることにより、総合的に検討することを目的とした共同研究である。本プロジェクトでは現代市民社会論をもう一つの軸として設定し、NPO・NPO 法人を国家や市場との関係のなかでどのように位置づけるのかを検討した。また現行 NPO 法は、様々な市民活動の支援・促進のために、ふさわしい制度を提供しているのかどうかという点につき、具体的な NPO の活動を検討することを通じて、明らかにすることを目指した。

共同研究といっても、各構成員が同一の目的・共通の方向性を持っているわけではない。研究対象としている現代市民社会論やコミュニティに関して、またより具体的な素材である NPO については、むしろ対立的な部分も含んでいる。しかしながら、日本社会・現代

社会において NPO が何らかの重要な役割を果たしている／果たすべきと考えているという点での一致をもとに、共同研究を編んできた。これまでには、制定・施行間もない NPO 法の手続き、法人格取得にまつわる様々な問題を中心にして、ただし、数量的な分析ではなく、各人のこれまでの研究蓄積を生かしたかたちで、NPO 法の意義と問題点を検討してきた。今後は、これまでの成果を生かし、諸研究を統合する方向で共同研究を展開しなければならない。

今回の特集も、統一的な視点・統一的な課題を設定して取り組んだものではない。その意味では、今後の本格的な共同研究のための準備段階と位置づけるのがふさわしいかもしれない。各論文の中には、共通の論点が含まれており、今後の共同研究の手がかりがいくつか含まれている。これから共同研究への視点も含めて、特集の構成について、簡単に触れる。

各論文は、大きく二つのグループに分けることができる。第一のグループは、NPO という団体やその活動が、どのような意義を持つのか、また他のセクターとどのように関係するのか、といった点につき、やや理論的に展開している。第二のグループは、具体的な

NPOの活動についての考察を通じて、NPOがかかえる問題点・課題を具体的な形で提起している。もっとも、第二のグループにおいても、理論的なテーマが展開されており、また第一のグループのいくつかは、具体的な事例を検討している。あくまでも、このグルーピングは、全体の構成をわかりやすくするためのものと考えていただきたい。

まず第一のグループでは、中田論文が、我が国のNPO組織の成り立ちにつき地域社会に視線をおき詳説した上で、地域住民組織との違いと同時に、両者の連携の重要性を指摘している。また、今田論文においては、英国のボランタリー・セクター（日本のNPOに該当する）に対する国家の政策が、保守党政権から労働党政権へと政権交代する中で、どのように変化したかが論じられている。そこでのキーコンセプトはコミュニティ・ガヴァナンスであり、公的なセクターとのパートナーシップに関しては、「政府とボランタリー・セクターとのコンパクト（協約）」である。これらの点は、日本では充分論じられていない。国家や行政との関係は、NPO政策の理論的・実践的展開には欠かせない視点であり、政策のドラスティックな変化を見せていく英國のあり方には、注目すべき点も多い。井上論文では、現代市民社会論に依拠し、NPO団体やその活動をこれまでの公共性とは異なる新しい公共性の担い手として想定した上で、その意義や役割を考えることが必要と主張されている。山崎論文では、コミュニティ・ビジネスに注目し、より具体的な形でNPOが地域社会づくりに参与していく可能性とそのための課題を指摘している。以上四論文では、NPOのかかえる問題や可能性・課題を考える際に

は、国家や市場などの他のセクターとの関係を抜きにしては、理論的にも実践的にも有効な議論ができないという点が共通のメッセージということができよう。

第二のグループでは、三島論文が、NPOの活動が稔り豊かに円滑におこなわれるためには、サポートセンターにより提供される市民活動の支援の「場」が重要であることが、具体的な事例を検証する中から主張されている。都築論文では、外国人との共生という、現在の日本社会が直面している緊急に解決を迫られている問題に焦点を合わせることにより、そこで活躍しているNPOの活動の検討をとおして、問題の複雑さが指摘されるとともに、NPOをコーディネイトするNPOに注目することにより、行政も含めた問題解決へ向けたスタンスが示されている。松浦論文では、中部地方のインターネットを用いた協働の成果およびこれから可能性が展開されている。そこでは、情報社会を前提として、新しいツールとしてのインターネット・Webを活用することによりNPO／NGOが地域のシンクタンクとして持つ意義や活躍する可能性につき、具体的な事例に言及しつつ展開している。以上三論文においては、NPOが単独ではなく、他のNPOとネットワークを築くことにその大きな意義が見いだされること、また、そのためにはそれぞれのNPOをつなぎ・ネットワークを可能にする機能をもったNPOの存在が重要であることが、それぞれの対象・視点から論じられている。

以上のような内容を持つ特集であるが、上述のとおり、共同研究はまだほんの緒についたところであり、残された問題はたくさんある。その中でも、今回はNPO法そのものの

検討についての成果を論文という形で特集に組み込むことができなかつたのが残念である。研究会では、外部の講師を招いた研究会・研究員相互の研究会において、法人格認証手続きや優遇税制のあり方についてなど、いくつかのテーマについて議論を重ねてきた。しかしながら、周知の通り、NPO 法は現在施行三年後の見直しの時期を迎える、議論が流動化している状況にあり、今回は残念ながら取り上げることができなかつた。また、以下の諸論文の中で間接的には触れられているが、直接の課題とできなかつた点としては、各 NPO の間での評価システムの問題、NPO 間の紛争処理システムの問題、さらにそれらが持つ既成のシステムに対する理論的・実践的インパクトといった諸論点をあげることができる。これらの点については、今後の課題としていきたい。

また、本研究会は、今年度コミュニティ政策研究所主催のシンポジウムの企画・運営を担当し、2000 年 11 月に「地域社会づくりへ NPO の役割」というテーマでシンポジウムを開催した。このシンポジウムでは、「地域社会づくり」という、NPO との関係ではこれまで取り上げられることの少なかつたけれども、非常に重要な角度から問題を整理し、また議論をした。また当日は議論を通じ、地域住民組織・市民活動・NPO などといった様々なグループにより重要な「情報交換」ができ、上述の NPO 同士のネットワーキング、地域住民組織など他の組織との共同関係作りの場を提供できたのではないかと考えている。なお、シンポジウムの詳しい記録は、『コミュニティ』(愛知学泉大学コミュニティ政策研究所編 2001 年 5 月刊行予定) に収録されることになって

いる。